

空知管内における感染拡大防止対策の取組

資料4

感染状況：5月に集団感染が6件発生するなど月別過去最多

【取組内容】

○管内市町の協力の下、臨時PCRセンターを開設し、検査を実施

○地方本部の開催、市町との共同メッセージ発出

○岩見沢市と振興局が連携して飲食店へ
チラシを持参し時短営業を要請

○毎週水曜日に繁華街飲食店への見回り
実施

○広報活動

・広報車の活用や地域FMの協力により
「不要不急の外出自粛」を住民へ呼びかけ

緊急事態宣言期間における
飲食店等事業者の皆様へのお願い

・空知管内の飲食店等事業者におかれましては、
次の事項を遵守した営業について、ご理解とご協力を
お願いします。

〈要請内容〉

- ①要請期間は5月16日から5月31日まで
(遅くとも5月18日までに要請に充ててください)
- ②営業時間は5時から20時まで
- ③酒類の提供は1時から19時まで
(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店含む)
- ④業種別ガイドラインを遵守する

〈ご協力頂いた飲食店の方には支援金を支給します〉
国の基準額は、中小企業が1日2.5万円～7.5万円
大企業は1日最大20万円(別紙参照)

新北海道スタイルへのご協力をお願いします

- 1 スタッフのマスク着用やこまめな手洗いに取り組みましょう。
- 2 スタッフの出勤前検温を実施しましょう。
- 3 店内の定期的な換気を行いましょう。
- 4 店舗、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょう。
- 5 人と人との距離維持を促すことに取り組まましょう。
 - ・一定の距離(2m程度)の確保
 - ・無症状の方の密着や密接を避け、密着の回避
- 6 お客様に換気システムや手洗いを呼びかけましょう。
- 7 お店の取組をお客様に積極的にお知らせしましょう。

※岩見沢市が実施している「小規模事業者等経営サポート給付金」
「プレミアム商品券事業」では、新北海道スタイルの実践を
お奨めしています。

支援金の申請について

支援金については、下記の予定です。
法より次第、順次、ホームページに掲載いたします。

■受付開始(予定)
令和3年6月上旬

■支援金の基準

- 中小企業・個人事業主
 - ・2.5万円：1日の売上高が63,333円以下
 - ・2.5～7.5万円：1日の売上高が63,333円を超え250,000円以下(※)
 - ・7.5万円：1日の売上高が250,000円を超える
 - 大企業 1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円
- ※令和3年度は令和2年5月の売上高×0.1×0.3(平均削減33%)参照

■申請方法
電子申請・郵送にて受付予定。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に
協力いただいたことがわかる書類(写真やHPの写し等)や営業に必要な許可証
の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

【参考】業種別ガイドライン(内閣府のページ)<https://www.go.jp/servlet/>

○令和3年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

- 専用ダイヤル
電話番号 011-330-8399 (8:45から17:30まで)
(いずれも5月31日までは土日祝日、6月1日以降は平日のみ)
- ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kss/kyougoushousei.htm>

